

懲戒処分の公表

令和5年3月20日

豊橋市長 浅井 由 崇
豊橋市消防長 小 清 水 宏 和

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	消防本部
職種又は職務の級	消防吏員
年 齢	33歳
性 別	男性
処分内容	戒告
概 要	令和5年1月中旬に市内で発生した救急事案における個人情報を中心に漏らしたものの。
処 分 理 由	地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律等に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。
処分年月	令和5年3月20日（月）

【管理監督責任】

役職名	消防長	消防署長
処分内容	厳重注意	厳重注意
概 要	公務における非違行為を防げなかったことに関する管理監督責任	
処分年月	令和5年3月20日（月）	